

公定価格に係る調整課題について

平成27年1月23日

当面の対応の基本方針

(平成26年10月24日公表)

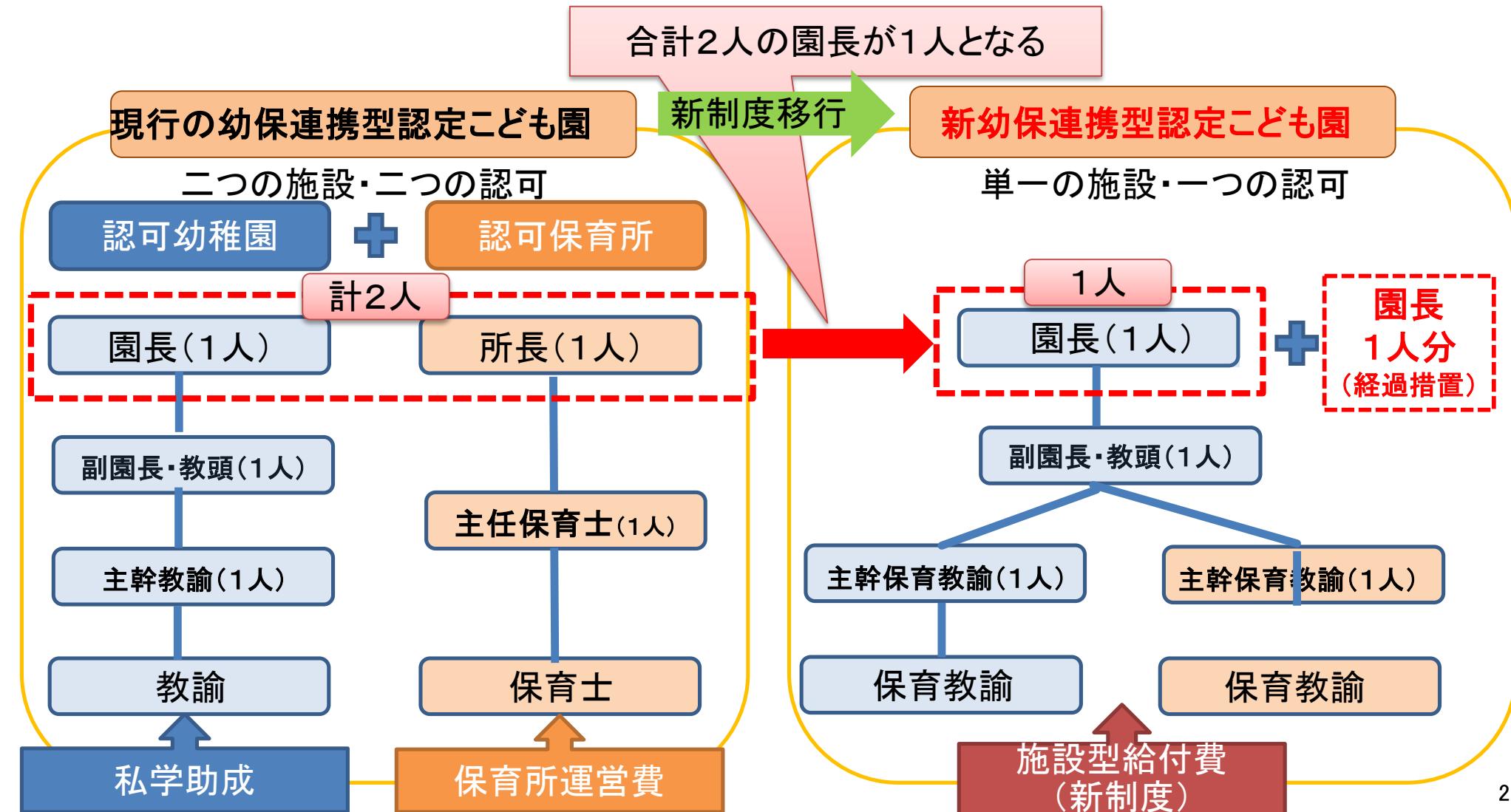
本年5月末に示された公定価格の仮単価提示を受けて、下記事項の検討ないし対応について、最大限努力する。

記

1. 公定価格について、下記の各事項を早急に検討すべき課題と位置付ける。
具体的な対応案の詳細の内容については、予算編成過程で検討する。
 - ① 現に幼保連携型認定こども園を運営している施設が新制度に基づく
幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費に係る
経過措置
 - ② 少人数の1号定員を設定する認定こども園について、公平性の観点から、
1号認定固有の加算項目に係る加算要件のあり方
 - ③ 定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方
2. 各都道府県等の地方自治体独自の助成内容に係る検討及び方針の早期公表等の要請(9月4日要請、10月1日付事務連絡で改めて要請済)

①現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人員費の対応について

「現に施設長である者が退職等した時点まで(ただし、5年を限度とする)経過措置を設けることとする。」



②認定こども園が少数の1号定員を設定する場合の対応について

○加算要件については、仮単価でお示したとおりとする。

(1号の実員が少数となった場合の認定こども園の収入見込)

1号認定	1人～9人*1	10人～15人*1	16人～
副園長・教頭設置	○	○	○
学級編制調整加配注1	○	○	○
チーム保育加配注2	○	○	○

仮単価時収入見込注3	$\begin{cases} 8,900 \sim 10,200 \text{万円} \\ +0 \sim +1,300 \text{万円} \\ < +5\text{人} > \end{cases}$	$\begin{cases} 10,600 \sim 11,400 \text{万円} \\ +1,700 \sim +2,500 \text{万円} \\ < +5\text{人} > \end{cases}$
------------	---	--

[] 内は同一規模の保育所との比較
< >内は同一規模の保育所と比較して加算要件等を満たすために追加して配置が必要な職員数

注1 学級編制調整加配加算 1号及び2号の定員の合計が36人以上の場合に保育教諭を1人加配（職員の雇用が必要）

注2 チーム保育加配加算 1号と2号（3歳以上児）の合計の定員規模に応じて、保育教諭を加配（職員の雇用が必要）

注3 「仮単価提示収入見込」は、以下の前提条件の場合に、仮単価を基に計算した収入見込

施設全体の定員90人、副園長・教頭設置加算、学級編制調整加配加算、チーム保育加配加算（2人）を実施

※ 1号定員に係る公定価格は、実際の1号の利用人数に応じて園に支払われる。

(参考) 各施設において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定	②2号認定	③3号認定
認定こども園	○(※)	○	○
保育所	—	○	○
幼稚園	○	—	—

※ 幼保連携型認定こども園の場合は定員を設定しないことも可能。

⇒ ただし、その場合は、1号認定の公定価格に設定されている「副園長・教頭設置」、「学級編制調整加配加算」、「チーム保育加配加算」等の対象外としている。

③大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し

幼稚園や認定こども園の教諭等の配置状況が園によって大きく異なることから、基本分単価に含まれる教諭数を超えて教諭を配置している場合は、公定価格上、加配加算により対応することとしているが、現行の私学助成からの円滑な移行を踏まえ、大規模園について、その見直しを行う。

仮単価設定の際の考え方

- 1号子ども給付の基本分単価に含まれる教諭数について、公定価格上、以下のとおり設定^(注1)

4歳児以上 園児30人:教諭1人

3歳児 園児20人:教諭1人^(注2)

注1) これ以外に、定員規模に応じて、常勤1人の加配（学級編制調整加配・休けい保育教諭加配）。

注2) 満3歳児（学齢2歳児）について、園児6人:教諭1人の配置を行っている場合は、加算で評価

- しかしながら、現状の私立幼稚園の教諭の配置状況には園ごとに大きく異なり、この配置数のみでは実態を十分にカバーできないこと、規模が大きくなるにつれその格差が大きくなることから、**加配加算の算定上限数を定員規模に応じて引き上げて設定。**
- これにより、実際に基本配置数を超えて教諭を配置している園については、加配加算を算定できることとしている。

仮単価での算定上限数

（チーム保育加配加算）

利用定員※	算定上限数
~45人	1人
46人～150人	2人
151人～270人	3人
271人～	4人

※利用定員は3歳以上の合計

大規模園を中心として、「配置基準+チーム保育加配」でカバーできる教員数と、私学助成対象の実教員数の乖離が大きく、減収となる園が多数生ずるおそれ
⇒ 平均的規模を上回る園について、現行私学助成との乖離が大きくならないよう、算定上限を引き上げ

算定上限数(見直し案)

利用定員※	算定上限数
~45人	1人
46人～150人	2人
151人～ 240人	3人
241人～270人	3.5人
271人～300人	4人
301人～450人	5人
451人～	6人

④小規模保育B型の保育士以外の職員の人事費単価の改善について

<小規模保育事業の職員配置基準>

保育所		小規模保育事業	
		A型	B型
職員数	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1	保育所の配置基準 + 1名	保育所の配置基準 + 1名
資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで）	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施

※公定価格算定上の職員1人当たりの人事費等（人事費、社会保険料事業主負担金等）

保育士 約460万円（うち人事費約360万円）

保育士以外の保育従事者 約200万円（うち人事費約180万円）

⇒ 認可基準上、保育士と保育士以外の保育従事者では、求められる役割に差はないことから、格差が大きすぎるとの指摘

⇒ 約200万円（うち人事費約180万円）→約300万円（うち人事費約250万円）に見直し

⑤事業所内保育事業に対する減価償却費加算の取扱いについて

保育所



【新設・建て替え】

財政支援

施設整備費補助金
(一般会計)

Or

減価償却費加算

事業所内



【新設・建て替え】

財政支援

施設整備費補助金*
(雇用保険事業)

* 1事業主につき、助成が1回限りといった制約あり

※減価償却費加算は無し

※減価償却費加算

施設整備費補助金を受けずに整備した施設に対して、施設整備に係る費用を長期平準化して公定価格に組み込み支援

- ⇒ 事業所内保育事業の公定価格の設定上、減価償却費加算を設けていないことから、公平性の観点から対象とするよう指摘
- ⇒ 事業所内保育事業も加算対象とする。